

簡易宿所について

厚生労働省

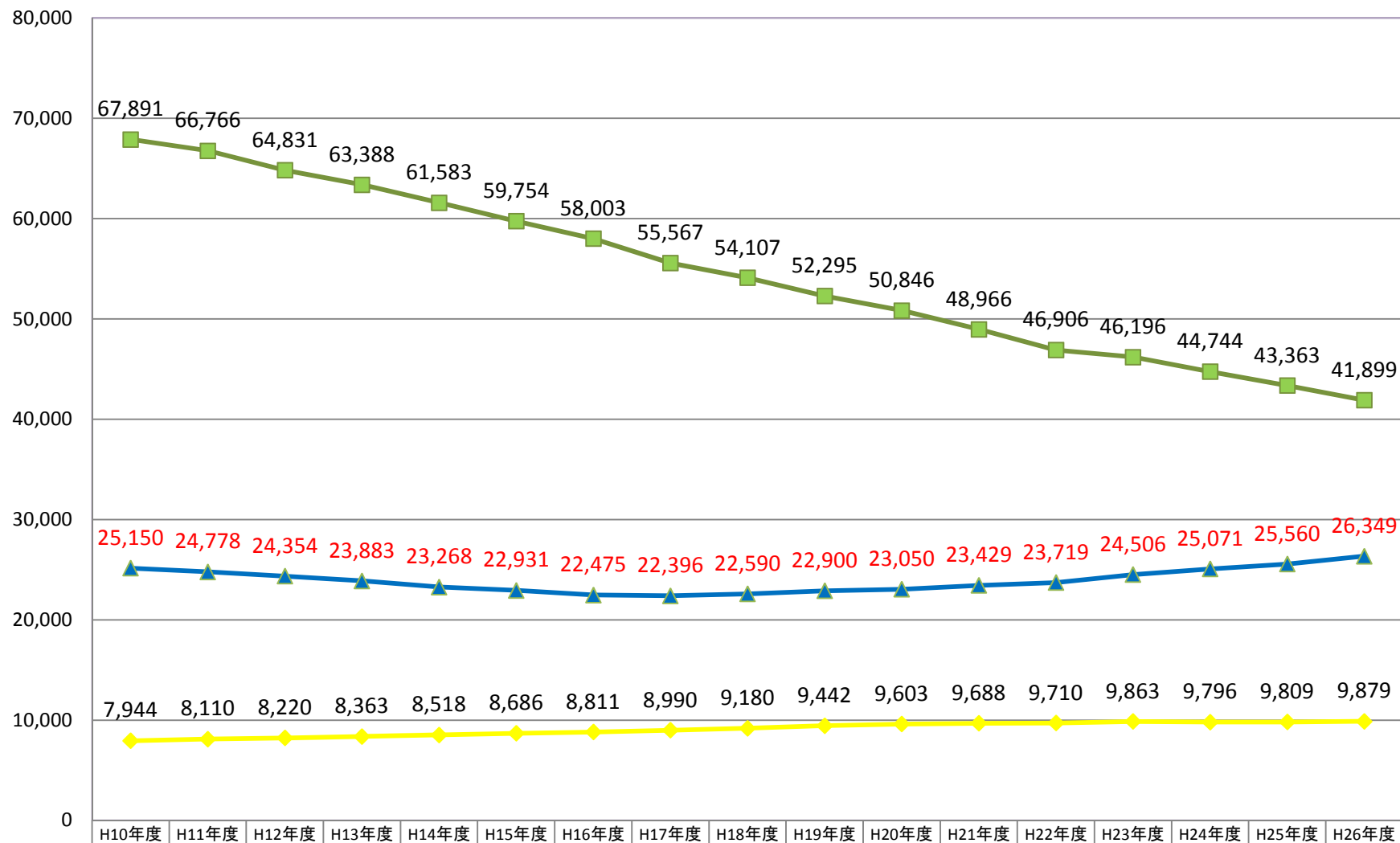
1. 主な規制内容

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業	農家民宿
概要	洋式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	和式の構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業	農山漁村余暇法に基づく農林漁業体験民宿業のうち、農林漁業者が営むもの
旅館業法との関係	適用あり	適用あり	適用あり	適用あり
名簿	氏名、住所、職業等を記載した宿泊者名簿を備えること。	同左	同左	同左
客室数	10室以上	5室以上	規制なし	規制なし
客室床面積	9㎡以上/室	7㎡以上/室	延床面積33㎡以上	規制なし
玄関帳場	宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備を有すること。	同左	規制なし(注)	規制なし
換気等	適当な換気、採光、照明、防湿及び排水の設備を有すること。	同左	同左	同左
入浴設備	宿泊者の需要を満たすことができる適当な数の洋式浴室又はシャワー室を有すること。	当該施設に近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、宿泊者の需要を満たすことができる適当な規模の入浴設備を有すること。	同左	同左
その他	都道府県(保健所を設置する市又は特別区)にあっては、市又は特別区)が条例で定める構造設備の基準に適合すること。	同左	同左	同左

注) 国の法令上の基準はないが、通知で玄関帳場(フロント)又はこれに類する設備を設けることを求めており、これを条例で基準化しているケース(47都道府県中15道県)がある。

2. 旅館業の営業種別の推移

(営業許可件数)

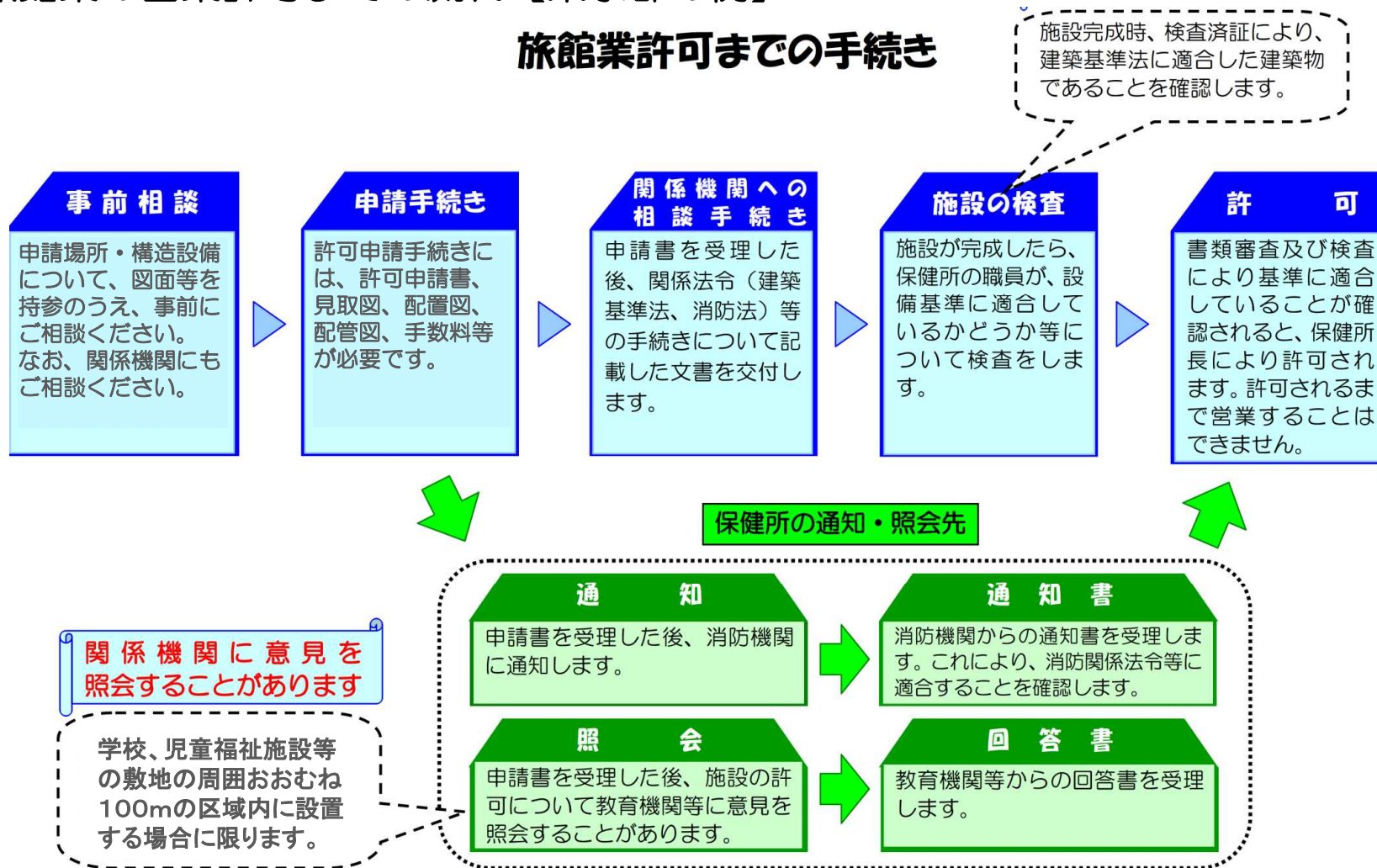


◆ ホテル営業	7,944	8,110	8,220	8,363	8,518	8,686	8,811	8,990	9,180	9,442	9,603	9,688	9,710	9,863	9,796	9,809	9,879
■ 旅館営業	67,891	66,766	64,831	63,388	61,583	59,754	58,003	55,567	54,107	52,295	50,846	48,966	46,906	46,196	44,744	43,363	41,899
▲ 簡易宿所	25,150	24,778	24,354	23,883	23,268	22,931	22,475	22,396	22,590	22,900	23,050	23,429	23,719	24,506	25,071	25,560	26,349

3. 営業許可申請の手続き

①旅館業の営業許可までの流れ【東京都の例】

旅館業許可までの手続き



- 旅館業の営業許可に関する標準処理期間：12日（施設完成後の期間）
※ 教育機関等に意見を照会する場合は10日を加算する。

②旅館業の営業許可申請に必要な書類【東京都の例】

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】

- 旅館業営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 申告書（法第3条第2項に該当することの有無）
※該当する際はその内容を記載する
詳細は別添の「基準等一覧」人的要件の欄を参照ください。
- 見取図（半径300メートル以内の住宅、道路、
学校等が記載されたもの）
- 配置図、各階平面図、正面図、側面図
- 配管図（客室等にガス設備を設ける場合）
- 定款又は寄附行為の写し（法人の場合）
- 登記事項証明書（法人の場合）
※6か月以内に発行されたもの（原本提出）
- 申請手数料
ホテル・旅館営業 30,600円
簡易宿所・下宿営業 16,500円

【施設完成後に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
※施設完成後、検査時に確認

※ 東京都ホームページより抜粋